

平成 26 年 2 月吉日

お客様各位

マルタク株式会社  
代表取締役 黒澤 拓司

### 消費税率変更に伴う対応に関するお知らせ

平成 24 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の根本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」に基づき、去る 10 月 1 日、政府は消費税率を平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%に引き上げることを閣議決定しました。

改正消費税法により、平成 26 年 4 月 1 日以降弊社がご提供する商品・役務には、経過措置が適用されるものを除き、8%の消費税が課せられます。

これに伴う弊社における消費税法の取り扱いにつきまして、以下のとおりにご案内申し上げますので、よろしくご理解の上ご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 平成 26 年 3 月 31 日以前にご発注いただいた商品・役務

お客様への納品または役務の完了が平成 26 年 4 月 1 日以降の場合は、新税率 8%を適用してご請求させていただきます。

但し、経過処置として平成 25 年 9 月 30 日迄に締結いただきました契約の内、請負契約につきましてはお引渡し日が平成 26 年 4 月 1 日以降となっても旧税率となる 5%で消費税計算の上、ご請求させていただくこととなります。

#### 2. 機械レンタル料金、保守サービス料金等

経過処置の対象とならず、契約期間に関わらず平成 26 年 4 月 1 日より新税率 8%でのご請求となります。

既に平成 26 年 4 月 1 日以降分の保守料金をお支払いいただいておりますも、対象期間分の消費税差額を別途ご請求させていただくこととなります。

また平成 26 年 3 月 21 日～平成 26 年 4 月 20 日の消費税率は、役務の提供完了日が 4 月 20 日となりますので、新税率 8%が適用されます。

上記内容は現在公開されている情報をもとにご案内させていただいております。今後、法律の見直し等ありましたら別途ご案内申し上げます。

誠に恐れ入りますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上